

募集

認定農業者及び認定新規就農者

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市が認定し、その計画達成に向けた取り組みを関係機関・団体が支援する仕組みです。

また、認定新規就農者制度とは、同促進法に基づき、新たに農業経営を開始しようとする新規就農者が作成した「青年等就農計画」(5年後の経営目標)を市が認定し、その計画達成に向けた取り組みを関係機関・団体が支援する仕組みです。

*申請の詳細は、お問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧ください。

☎4月15日までに電話で農業振興課(☎724・2166)へ。

お知らせ

令和2年度国民年金保険料額のご案内

令和2年度の国民年金保険料は月額1万6540円です。日本年金機構から納付書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください(口座振替、クレジットカードでの納付も可、納付方法による割引も有り)。

*詳細はお問い合わせください。
☎ねんきん加入者ダイヤル☎0570・003・004、八王子年金事務所☎042・626・3511、町田市保険年金課☎724・2127

医療と介護の連携支援センターを開設

市では、在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センターとして「医療と介護の連携支援センター」を開設しました。

同センターでは、在宅で療養する高齢者を医療と介護の専門職が連携し、チームとなって支えることができるよう、医療・介護の専門職の相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

います。
所在地 木曾西4-12-22 KISOコミュニティベース1階
電話番号 ☎794・6527
受付時間 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時
☎高齢者福祉課☎724・2140

傍聴できます 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会

町田市教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応しながら、市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会」を開催します。

2020年度は、学校統廃合を含めた通学区域の見直し及び学校施設機能の在り方について調査・審議します。
☎4月17日(金)午後6時30分から
☎場市庁舎10階会議室10-2~5
*南入口からお入りください。
☎教育総務課☎724・2172

ご覧(縦覧)いただけます 都市計画案

【町田市計画道路の変更】
都市計画法第17条に基づく縦覧で、期間中、住民及び利害関係人は、

都市計画の案について、意見書を提出することができます。
☎住民及び利害関係人
縦覧期間 4月3日(金)~17日(金)、午前8時30分~午後5時(土・日曜日を除く)
☎場都市政策課(市庁舎8階)
☎町田市計画道路の変更(町田3・3・7号原町田川崎線)
意見書の提出 4月17日まで(必着)に直接または郵送で都市政策課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。
☎都市政策課☎724・4247

戸籍の届出における 人口動態調査にご協力を

人口動態調査は、皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届書を基に、出生や死亡の状況などを調べるため毎年実施しています。今年度は、職業・産業に関する人口動態調査も実施するため、各届書に「職業」の記入(死亡届には勤務先の「産業」も併せて記入)をお願いしています。ご理解ご協力をお願いします。

☎出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をする方
調査期間 2021年3月31日まで
☎場市民課戸籍係(市庁舎1階)、各市民センター
☎市民課☎724・2865

町田市消防団長に吉川和男氏が就任

第13代町田市消防団長に吉川和男氏が就任しました。市民の生命・財産を守るため消防団員の陣頭で指揮を執ります。

吉川氏は1982年に入団して以降、分団長や副団長等要職を歴任し、2010年3月には「消防長官表彰(永年勤続功労章)」を受章しています。今後も市民の皆さんの期待に応えられるよう、活動します。

なお、町田市消防団では、各地域で活躍する消防団員を募集しています。



☎防災課☎724・3254

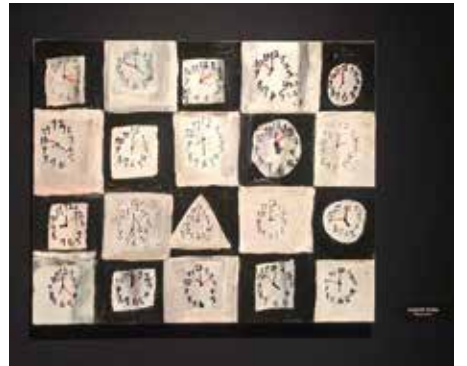
全日本学生油絵コンクール 大塚叶太さんが学展芸術大賞を受賞

☎文化振興課☎724・2184

町田第一小学校の大塚叶太さん(=左写真)が、昨年11月28日~12月8日に国立新美術館で開催された「第69回全日本学生油絵コンクール(学展)」で、史上最年少(8歳)で学展芸術大賞を受賞しました。

学展芸術大賞に選ばれた作品「時計の世界」(=右写真)は、パリのルーヴル美術館で開催されたアート展に展示されました。

受賞の報告のため、3月16日に市役所を訪れた大塚さんは「こんなにすごい賞が取れるとは思っていなかったから嬉しかった。将来は絵本作家かサッカー選手になりたい」と喜びを語られました。



後期高齢者医療保険料が改定されました

☎個別の相談・個人情報を含むものは保険年金課☎724・2144、制度については広域連合お問合せセンター☎0570・086・519(IP電話、PHSの方は☎03・3222・4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しがあります。医療費の総額と1人当たりの医療費が、今後さらに増加することが見込まれるため、東京都後期高齢者医療広域連合では、均等割額と

所得割額を図1のとおり改定しました(医療費の負担の内訳は図2を参照)。
*所得の低い方には、保険料の軽減を行っています(所得の申告が必要となる場合有り)。

○均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額をもとに均等割額を軽減しています。

国により特例として実施されてきた総所得金額等の合計額が33万円以下の方の軽減は、8割または8.5割から見直されました(表1)。

○所得割額の軽減

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額をもとに所得割額を軽減し

ています(表2)。

○被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の加入前日まで会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

表1 均等割額の軽減の概要

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない	7割
33万円以下で7割軽減の基準に該当しない	7.75割
33万円+(28万5000円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

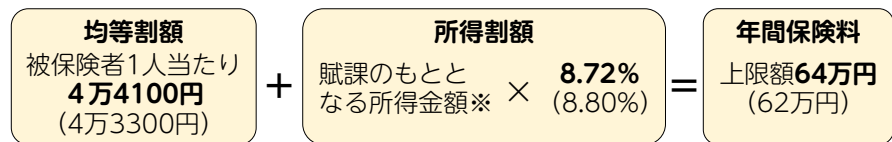
*65歳以上(2020年1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得から更に高齢者特別控除額(15万円)を差し引いた額で判定します。ただし、高齢者特別控除額は所得割額の計算では適用されません。
*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
*世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。

表2 所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額(年金収入のみの場合の年金収入額)	軽減割合
15万円(年金収入168万円)以下	50%
20万円(年金収入173万円)以下	25%

*東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

図1 2020・2021年度の保険料率 ()は、2018・2019年度



*賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

図2 医療費の負担の内訳

